三　国際的な感染拡大抑制への貢献

国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画（ＵＮＡＩＤＳ）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）等の活動への協力を強化することが重要である。

第六　施策の評価及び関係機関との連携

一　基本的考え方

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及びＨＩＶ感染症・エイズ対策等に関係するＮＧＯ等との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

二　本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、性感染症の動向を分析し、本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。

三　国際的な感染拡大抑制への貢献

国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画（ＵＮＡＩＤＳ）等の活動への協力を強化することが重要である。

第六　関係機関等との連携の強化等

一　関係機関等との連携の強化

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及び後天性免疫不全症候群対策等に関係するＮＧＯ等との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

二　本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。

○海上保安庁告示第十号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十八日

海上保安庁長官　中島　敏

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
伊豆大島灯台 （風向、風速）	0558－27－3177（下田海上保安部） 046－844－4521（横浜船舶通航信号所（観音埼レーダー施設）） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/izuoshima_lt/kisyou/index.html
剱埼灯台 （風向、風速）	0558－27－3177（下田海上保安部） 046－844－4521（横浜船舶通航信号所（観音埼レーダー施設）） 045－227－1177（第三管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/tsurugisaki_lt/kisyou/index.html

改正前

別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
伊豆大島灯台 （風向、風速）	0558－27－3177（下田海上保安部） 046－844－4521（観音埼船舶通航信号所） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/izuoshima_lt/kisyou/index.html
剱埼灯台 （風向、風速）	0558－27－3177（下田海上保安部） 046－844－4521（観音埼船舶通航信号所） 045－227－1177（第三管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/tsurugisaki_lt/kisyou/index.html